

# 吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2022 年 9 月 1 日

株式会社 昂

2022年9月1日

鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号  
株式会社 昴  
代表取締役社長 西村 秋

## 吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2022年4月14日付で株式会社タケジヒューマンマインド（以下「タケジ社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2022年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、タケジ社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2022年9月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続の経過

#### (1) 吸収合併をやめることの請求

タケジ社は、当社の完全子会社でありましたので、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

タケジ社は、当社の完全子会社でありましたので、会社法第785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

タケジ社は、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

#### (4) 債権者の異議

タケジ社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年7月20日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び799条の規定による手続の経過

#### (1) 吸収合併等をやめることの請求

当社に対し、会社法第796条の2の規定に基づき本合併をやめることの請求をした株主はありませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2022年7月20日付の電子公告において、株主に対し株式買取請求の公告を行いました。株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2022年7月20日付の官報及び電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、タケジ社から資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

資料のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2022年9月1日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

# 資料

(吸収合併消滅会社が備え置いた書面：添付のとおり)

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定  
に基づく備置書類

2022 年 4 月 22 日  
株式会社タケジヒューマンマインド

2022年4月22日

沖縄県那覇市真嘉比1丁目1番1号  
レキオスおもろまち駅前ビル2F  
株式会社タケジヒューマンマインド  
代表取締役社長 西村 秋

## 会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく備置書類

当社は、2022年4月14日に株式会社昴との間で、合併契約（以下、「本合併契約」といいます。）を締結し、2022年9月1日を効力発生日として、本合併契約に基づき、株式会社昴を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 1. 本合併契約の内容

別紙をご参照ください。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

株式会社昴は、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行われません。

また、本合併による株式会社昴の資本金及び資本準備金の額の変更はありません。

### 3. 合併に係る新株予約権の定めに関する事項

吸収合併消滅会社である当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

### 4. 株式会社昴の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社昴は、有価証券報告書及び四半期報告書を九州財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

### 5. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

### 6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における株式会社昴の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併消滅会社である当社は債務超過ではありますが、本合併後の株式会社昴の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが想定されており、本合併後の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されておられません。よって、本合併後における株式会社昴の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

# 別紙

(合併契約書：添付のとおり)

# 合 併 契 約 書

株 式 会 社 昂

株式会社タケジヒューマンマインド



## 合併契約書

株式会社昂（以下「甲」という。）及び株式会社タケジヒューマンマインド（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

### 第2条（合併をする会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

#### 1. 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社昂

住所：鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号

#### 2. 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社タケジヒューマンマインド

住所：沖縄県那覇市真嘉比一丁目1番1号 レキオスおもろまち駅前ビル2階

### 第3条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2022年9月1日とする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる対価の交付を一切行わない。

### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金の額及び資本準備金の額は増加しない。

### 第6条（権利義務の承継）

乙は、2022年8月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務の全部を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

2 乙は、2022年3月1日から効力発生日に至るまでの乙の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を作成し、その内容を正確にする。

### 第7条（株主総会）

甲は、2022年5月26日開催の第64期定時株主総会において、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲乙が協議し合意の上、これを実行する。

#### 第9条（本合併の効力発生前の剰余金の配当）

乙は、本契約締結日の日から効力発生日に至るまで、剰余金の配当を行わない。

#### 第10条（本合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれかの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、第7条第1項に規定する甲の株主総会の承認又は効力発生日の前日までに法令に基づき本合併に必要とされる関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙が協議の上、これを決定する。

以上、本契約が締結されたことを証するため、本契約書1通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙が原本の写しを保有する。

2022年4月14日

甲（吸収合併存続会社）

鹿児島県鹿児島市加治屋町9番1号

株式会社昇

代表取締役社長 西村 秋



乙（吸収合併消滅会社）

沖縄県那覇市真嘉比一丁目1番1号 レキオスおもろまち駅前ビル2階

株式会社タケジヒューマンマインド

代表取締役社長 西村 秋

